

大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく届出
遊戯施設事故(平成20年度届出分)

平成20年度報告分

NO.	報告種別	記述項目	内容
5	第1報 (速報)	発生日時	平成21年1月24日(土)／17:00頃
		建築物用途	遊園地(モノレール)
		事故の状況	降車後、左手に痛みを感じた。
	被害者の概要		5歳以下(1名)
			左手挫傷(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	安全バーと腹部との間に左手を挟んだ状態で乗り続け親指を痛めた 乗車補助員が安全バー装着時に手を挟んだまま装着した状態となっていないことを確認する	
	再発防止策		
4	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月29日(金)／19:10頃
		建築物用途	遊園地(ウォーターシュート)
		事故の状況	乗車時に、右足つま先が安全バーの根元と床の間に挟まれた
	被害者の概要		13～19歳以下(1名)
			右足指骨折(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	右足を安全バーの下に置いていた為	
	再発防止策	案内係の注意喚起	
3	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月20日(水)／16:50頃
		建築物用途	遊園地(ウォータースライダー)
		事故の状況	2人乗りボートが滑走中に転倒
	被害者の概要		20～64歳以下(1名)
			頭部打撲(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	滑走中に姿勢を変えようとした際にバランスを崩した	
	再発防止策	利用者に対して利用前の案内、スタート時の乗車案内の強化及び走路減速材の再点検	
2	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月6日(水)／15:45頃
		建築物用途	遊園地(ウォーターシュート)
		事故の状況	乗車中、右手首を痛めた。
	被害者の概要		6～12歳以下(1名)
			右手首骨折(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	乗車姿勢に無理があり、右手首に負担が掛かっていたため	
	再発防止策	案内係の注意喚起	
1	第1報 (速報)	発生日時	平成20年4月30日(水)／15:45頃
		建築物用途	遊園地(コースター)
		事故の状況	走行時にカーブで振られた際に安全装置取付部の部材で右ひざを切る
	被害者の概要		20～64歳以下(1名)
			軽傷(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	取付部の袋ナットの角部が鋭利であったため	
	再発防止策	角部を削った	